

会 議 録

承認			事務局					《開催日時・場所》 平成 25 年 3 月 25 日(月) 14 : 30 ~ 16 : 30 岸和田市役所 職員会館 2 階 大会議室
会 長	加我 委員	杉本 委員	部 長	課 長	参事 参事(景観)	都市計画 担当長	担当員	
4/11	4/17	4/23						

《名 称》 平成 24 年度 第 3 回岸和田市景観審議会

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

加我 委員	相良 委員	高木 委員	杉本 委員	田 委員	中川 委員	中嶋 委員	西川 委員	藤田 会長	藤原 委員	前中 副会長	原 委員	渡部 委員
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×

（委員 13 名中、11 名出席）

事務局) 都市計画課 大井、根来、秦、小山、高丘

《傍聴者》なし

《概 要》

- ・ 審議事項 ころに残る景観資源発掘プロジェクト～ころに残る樹木の募集について
- ・ 報告事項 市街地の不燃化の促進に向けた取組みについて
- ・ その他

《内 容》

●岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について

（会 長） 平成 24 年度第 3 回岸和田市景観審議会の会議録承認者として、加我委員、杉本委員の 2 名を指名します。

●(審議事項)

ころに残る景観資源発掘プロジェクト第 2 弾 ころに残る樹木の募集～岸和田を彩る木々たち
 (事務局) 資料に従い、審議事項について説明。

審議事項についての質疑応答は次のとおり。

（会 長） 応募用紙の中に「ころに残る樹木」というフレーズが無いが、今回はこのフレーズは使わないのですか。

（事務局） ポスターとチラシは同じ場所にセットして配架しており、どちらも小さく「ころに残る」というフレーズは入れています。今回はできるだけ「風景写真募集」等を目立たせるため小さいサイズとなりました。

（委 員） 「ころに残る」とか「思い出の」といったフレーズだが、フレーズとしてはとても良いと思いますが、地域の人たちにとってはそこに木があるのが当たり前前の状態なのであまり強調すると身構えてしまう人もいるのではないかと思います。たくさんの樹木を応募していただけるように、いろいろな方法を検討していただきたい。

(委員) たくさんの樹木を応募してもらうために、いろいろな方法を取り入れるべきだと思います。景観は、人が対象を見るときに生じるものと言われていています。視覚的な要素が強いのでその対象自体が景観だと思われがちですが、人が対象を見たときに生じる心の動きが景観を形作るものと言えます。その意味では見る人にとっての「ここに残る」とか「思い出の」エピソードは景観上、重要だと思います。

ただ、こういったフレーズを重く捉えてしまう人がいるということも一方で理解できるので、ちょっとした思い出でも良いので、気軽に応募していただけるように事務局には検討していただければと思います。

(委員) 例えば、私の好きな「木のある風景」ということにすればどうだろうか。

(委員) 「ここに残る」「岸和田を彩る木々たち」「木のある風景」などフレーズが増えてきていて、それはそれで非常に事業としての展開が進んでいるのだと感じるが、逆に、焦点がぼけてしまう恐れもあるのではないかと思います。個人的には「岸和田を彩る木々たち」という言葉は省いて、「ここに残る」と「木のある風景」で進めてはどうかと思います。

(委員) 私の地元に大きな木があるのだが、たくさんの方が見に来られたり、絵を描いたりしています。住んでいると毎日見る木なので印象はどうしても薄くなってしまいがちですが、逆に外から来ている人を見て、その木の大切さを再確認することもあります。

「木のある風景」というフレーズが木を含めた景観というイメージを伝えることができるので、良いと思います。

(委員) 応募用紙はHPからダウンロードできると書かれているのですが、これはA3サイズなのかA4サイズなのですか。

(事務局) ダウンロードできる用紙についてはA4サイズ版を作成しています。

(会長) 本日も委員の方からさまざまなご意見をいただいたので、事務局にはこういった意見を参考にして事務を進めていただきたい。

(事務局) 了解しました。今回だけではなく今後の発掘事業においても参考にさせていただきたいと思います。

昨年実施した「ここに残る樹木の募集」の際には、「ここに残る景観資源発掘委員会（以下、発掘委員会とする）」を設けさせていただき、景観審議会からは藤田会長、相良委員、藤原委員にご参加いただきました。

今回の事業で応募のあった樹木の審査についても「発掘委員会」を設け、その委員会で、「ここに残る景観資源」に指定を検討する樹木の推薦をしていただきたいと考えています。「発掘委員会」については3回程度の開催を予定しています。

については、景観審議会、環境デザイン委員会からその委員の選出をしていただければと思います。事務局からの意見となるが、藤田会長、相良委員、西川委員にお願いできればと考えています。

今回、応募樹木を審査していただく「発掘委員会」についても、応募本数によるが、現地調査を中心にしていただき、同時期に実施するまちかど審査による結果も踏まえて景観審議会に「ここに残る景観資源」としてふさわしい樹木を推薦していただきたいと考えています

(会長) 事務局から委員の選任について案が出たが、ご意見のある方はいますか。

(委員) 異議なし。

(事務局) 環境デザイン委員会からは、環境デザイン委員会の場で委員の選任をお願いしたいと考えています。

●(報告事項)

市街地の不燃化の促進に向けた取組みについて

(事務局) 資料に従い、報告事項について説明。

報告事項についての質疑応答は次のとおり。

(委員) 本町の町並みの中には伝統的なものがたくさんあり、江戸期の建物については二階の壁が塗り込められた漆喰づくりが多いのだが、明治期から大正期になると柱が露出したづくりになっています。そういった建物が準防火地域に指定され、既存不適格となった時にどうなるのか検討していただきたい。

(事務局) 本町地区の町並みについては、これまで歴史的な町並みの修景などの施策を進めています。今回の市街地の不燃化の促進に向けた取組みは必要最低限の規制であり、これまでの町並み保全が後退するものではない。ただ、歴史的な建物などについては準防火地域になることで影響を受けることが考えられますが、伝統的な工法や材料で利用できるものも増えてきているので、さまざまな検討をしていきたいと考えています。

(会長) 京都市ではこういう問題についてどのように対処されているのですか。

(委員) 京都では地域ごとに防火の基準を定めて、認定していくという形をとっているようです。新築の時は新しい基準に則っている。伝統的な町並みについては、現在の様式を維持したまま改修することは可能だと思います。

(会長) 伝統的景観保全地区に指定された場合は、準防火地域をはずして、その代わりに建物内部の構造を不燃化することで、伝統的な建築物の保存を進めていると聞いています。

(委員) ただ、そのケースに該当する事例は、あまり例はない。

(事務局) 京都市の事例については、いろいろ先進的な取り組みもされているので研究させていただいている。ただ、なかなか本町地区の現状に適應できるものが少なく、関係課とも調整を行い方策を模索しています。

(委員) 都市計画で準防火地域に指定されると、制限がきつくなる傾向にあります。指定する時に伝統的町並みを守っていく方針などを出すのが望ましいと思う。

特に防災に関する規制は、優先順位が高くなるので、いったん規制された後に町並みを守っていくという動きを再度起こすことは非常に難しいと思います。なんでも不燃化するというだけではなく、これまで維持していた防火のシステムや取り組みを発掘して取り組むということも必要だと思います。

(委員) 市の他の地区と同様に準防火地域に指定することを避けてはどうか。伝建地区であれば大幅な緩和措置が認められているが、本町地区を考えると、伝建地区に指定されるほどのまちなみが保存されているわけではないので、慎重に対応すべきだと思います。

(委員) 準防火地域に指定を検討しているのはどういった地域ですか。

(事務局) 大阪臨海線より山側の市街化区域の内、住居系土地利用をしている建ペイ率が60パーセント以上の地域が対象となります。概ね岸和田市域の70パーセントぐらいの地域が対象となります。

(委員) 準防火地域に指定されたときに建ペイ率などの緩和措置は有るのですか。

(事務局) 緩和措置はありません。

(委員) 緩和措置なしに制限のみ掛けるのであれば、十分に市民に対し説明をすべきだと思います。

(委員) 対象地域について、住居系土地利用という言い方では分かりにくい。市民への説明時には、対象地域を明確にし、より具体的にこういった問題があるのかといったことを伝えてもらいたい。

(委員) 伝建地区に指定されれば準防火地域は外れるが、逆にそれらの地域は火災に対して敏感です。新しく伝建地区に指定されるときには防火水槽の設置などを義務付けており、準防火地域を外すなら、防火性能を担保する他の措置が必要ということになります。その地域にあった防火措置を講じる必要があります。一律に準防火地域に指定することは容易ですが、それによって固有の町並みが失われることは懸念されます。

(委員) 都市の防火を考えると準防火地域指定は非常に重要だと思います。ただ、建築する側から言うと、木造住宅の新築で準防火の基準を満たすのは非常に難しい。サッシまわりなど非常に細かい対応が必要です。一律な規制になると、建てる側としては画一的な規制となるので同じような建物ばかりになってしまう。地域ごとの細かい対応をしていただければと思います。

(委員) 平成16年の告示によって、準防火地域でも木造住宅の建築は可能。告示によれば軒の裏まで防火で立ち上げると垂木を出すことは可能。現在でもその告示が有効かどうか調べていただければと思います。

(会長) 準防火地域指定については全国的な問題。先進的な事例を参考にしてもらって進めてもらいたい。

(事務局) ご意見のあった事柄については慎重に受け止めて、岸和田市に適した誘導の施策を地域の方々と協議しながら進めていきたいと思っています。

● その他

岸和田市丘陵地区整備事業について

(事務局) 資料に基づき説明。

「岸和田市附属機関条例」の改正に伴う岸和田市景観審議会の設置根拠について

(事務局) 資料に基づき説明。

次回景観審議会について

(事務局) 次回の景観審議会については平成25年7月または8月頃を予定している。時期が近づいたら、日程調整をさせていただきます。

(以上)